

平成28年度 第5回市川市教育振興審議会

平成28年11月21日(月)9時30分
市川市教育委員会 会議室

次 第

1 報告

- 第4回市川市教育振興審議会の審議の整理について

2 議事

- (1) 学校の適正規模に関する方針について
- (2) 学校の適正配置に関する方針について

3 その他

《第6回 市川市教育振興審議会開催日時》

平成29年 1月23日(月) 9時30分～12時00分

場所：市川市教育委員会会議室(南八幡仮設庁舎2階)

報告 第4回市川市教育振興審議会の審議の整理

1 議事（1）市川市立小学校・中学校の適正規模に関する方針案について〈確認〉

（1）適正規模の検討の際に考慮すべき視点について

- ・ 「④教職員の体制の視点」に、教職員の育成に関する視点も加えて考えていく必要がある。少なくとも学年に2学級はあって、先輩の先生から指導を受けて育つ環境が必要だ。小学校では、多様な考え方や技術を学べる3人ぐらいが学年にいる環境が良い。中学校では、同じ教科の中で相談し合って育つ環境が必要だ。市川市の先生を市川市の学校で育て、良い教育を続けるという視点が大切だ。そういった意味では、やはり12学級から18学級ぐらいは必要だ。
- ・ 親としては、学校が小さいとか大きいとか、学級数が少ないとか多いとかというよりも、良い先生のいる学校に通わせたいという思いがある。12学級以上18学級以下であれば、良い先生が育つ環境が整うと言うのであれば、そういった環境を整えていきたい。新しい先生が育つ環境を整えていけば、公立中学に通いたいという子供たちも増えてくると思う。
- ・ 15年先、30年先を見通した中で、教職員配置の基準となる1学級の人数は、法令上の規定に沿って考えていくことが一番確かである。
- ・ 「④教職員の体制の視点」に、「教職員の育成」に関する視点を加えて検討を進める。

（2）学校の適正規模に関する方針について

① 学校の適正規模について

- ・ 12学級から18学級を市川市としての適正規模とするという点についてはよろしいと思う。市川の地理的な特性からすると、この規模を適正規模とする判断は了解し、維持していく方向で良いと思う。
- ・ 12学級以上18学級以下という基準は、基本的にはこれで良いと思う。
- ・ 小学校と中学校をまとめて12学級から18学級以下を適正規模としているが、小学校と中学校の適正規模を一緒に考えるのか、それとも少し別々に考えても良いのか、ということを検討していく必要がある。
- ・ 国の教員配置のスタンダードから見ると、やはり小学校についても12学級から18学級がやりやすい規模であり、合意できる場所だと思う。そういう意味では、適正規模自体をダブルスタンダードにすると言うよりも、適正規模とならない学校の基本的な方向性の部分で、中学校については比較的早めに検討をして実際の結論を出すけれども、小学校についてはもう少し融通を利かせて、地域特性に応じた多様な検討を行なうといった形になるのではないかなと思う。
- ・ あくまでも適正規模に関しては、12学級から18学級で、次の適正配置の手立ての中で、小中学校を分けていくのが現実的だと思う。
- ・ 1クラスの数については、県の基準等を資料として挿入した方が良い。

② 適正規模とならない学校の基本的な方向性について

- ・ 標準を下回る学校が出てきたときに、適正規模化に向けた取り組みを進めるのか、それとも小規模校の良さを特徴にして、単学級でも例外的に存続させるのか、そういった方針もある程度決めておいた方がよい。
- ・ 小学校は比較的コミュニティベースで考えて、複式学級にならない限りは12学級を下回っても維持する方向で、中学校は教科担任制を考えて適正規模を維持するなど、小学校と中学校の考え方を変えている自治体はある。小・中学校をまとめて進めるのか、それとも少し別に考えていくのかといった方向性は重要になってくる。
- ・ 中学校では6学級から12学級、特に10学級前後になると、1人の教員が3学年にまたがって教科指導をしていくことになり、教材研究の面で厳しいところがある。
- ・ 規模が小さいところでは、なかなか若い先生に担任を持たせてあげられないなど、人材育成の視点でも課題は出てくるので、中学校は、より「適正規模」という視点が大切になってくる。
- ・ 小学校では地域特性に合わせて特色を出したり、地域の教育力を一層活用したりするなどの視点からでも学校運営はできる。
- ・ 他の地域では、中学校は適正規模を下回ったら何とか検討をするけれども、小学校については、もう少し柔軟に考えるといったダブルスタンダードでやっていくところがむしろ一般的だ。
- ・ 資料の中に、データを整理したものがあればもっと分かりやすい。方針のそれぞれに12学級以上18学級以下となる学校が何校あり、それ以下となる学校やそれ以上となる学校は何校あるのかといったデータがあるとよい。

2 議事（2）指定学校変更制度の今後のあり方について〈確認〉

- ・ 指定校変更によって学級数に変動がでるので、非常に気になるところだ。
- ・ 市川市は特色ある学校づくりを進めているので、良い意味での学校間の競い合いと言う視点もある。
- ・ 毎年400～500人が色々な事情があって指定校変更をする実態は、適正配置を考える上でどのように影響を与えるかを考えていかなければならない。
- ・ 塩浜学園のような義務教育学校設立などで特色化を進める一方で、学区制を維持するとなると、矛盾も出てくると思う。例えば小中一貫校であれば、ある程度希望を認めることとなっているが、「そこだけ例外なのか」ということになってくると、別の動きも出てくると思う。だから、ある程度学区横断を認めて、その代わりに学校の特色化や学校裁量を増やして、魅力を高めていく方針とするのか、検討が必要だ。
- ・ 中学校が良くならなければ小学校から子供たちは来ない、中学校が良くならなければ地域は良くならない。だから、地域でも色々と継続して子供たちを育てる取り組みをやっている。そういった意味では、学区で考えるということも「あり得る」と思う。
- ・ 指定校変更制度については、中学校区のあり方と関連せざるを得ないと思う。どのような中学校区のあり方がよいのかを考えていくことが重要だ。
- ・ 市川市は、小中連携とか、一貫校、あるいは中学校区を単位にといったところを、これからどのように進めようとしていくのか。指定校変更制度はその検討過程で結構大きなウエイトを占めてくると思う。
- ・ 小学校と中学校を一体化させていくという意味で、9年先まで中学校区で育てるということの原則にすれば、指定校変更制度をあまり幅広く運用しないで、現状維持、あるいはもう少し事情を丁寧に見ていくという選択肢もある。

- ・ 中学校区単位で見たときに、地域で9年間大事に育てられると言うことが大事だと思うので、少なくとも小学校の弾力化は中学校区の中で収める方向性もあると思う。やはり如何に上手に運用するかということが大切だ。例えば、変更許可基準の運用でも、出来る限り中学校区内に限るようにするなど、運用の形が問題になってくると思う。

3 議事（3）学校施設有効活用基本方針の見直しについて〈確認〉

- ・ これからコミュニティ・スクールというシステムが始まるとすれば、地域の方が自由に使え、自由に話ができるスペースが絶対に必要になる。
- ・ コミュニティ・スクールの方針があるなら、地域の方が集う部屋が必要になる。会議室に加えて多くの方が集まって活動する部屋も必要になるので、第二体育館ぐらいの大きさの活動部屋があると、地域の方の活動も活発になる。
- ・ 地域学校協働本部の仕組みが進んでいくと、地域の方が学校に入って来られるようにすることが学校のあり方として求められるので、それに相応しい活動空間をつくるためにも、余裕教室の活用が欠かせない視点だと思う。
- ・ 今後は今まで以上に小中学校に大学生が入ってきて、子どもたちと交流する場面も出てくるので、大学生が活動するスペースも検討材料に入れる必要がある。
- ・ 学級数が減っていると、教室がだいぶ余っていると思われるかもしれないが、教育活動が多様化し、少人数学習などを全学年で行なうとなると、学級を2つに分ける教室も必要になる。
- ・ カウンセラーの部屋のほか、不登校で教室に入れない子どもが教室に戻るステップとして入る部屋なども大切だ。
- ・ 今後は通級等指導がさらに増えてくると思うので、何らかの基準を設けて確実に数を確保するなどの検討が必要だ。
- ・ 外国にルーツを持つ子供たちもこれから増えていくと思うので、その子供たちに対応する部屋も必要になってくる。
- ・ 小学校に英語の教科が入ってくるので、英語に対するハードルを下げるためにも、いつもの教室とは別に、英語の指導を行い、子どもたちをその気にさせる部屋、絶えず子どもたちが英語の情報に触れたり英語に関する情報発信をできるような部屋も、理想的にはあったら良いと思う。

議事（１） 学校の適正規模に関する方針について

1 適正規模の検討の際に考慮すべき視点＜審議＞

（１）教職員の体制の視点

- 適正規模は、学校運営を行う上で適切となる教職員数を配置できる規模を検討する。
- 中学校の適正規模は、教科担任制を適切に運用できる規模を検討する。
- 適正規模は、教職員の育成が十分に図られる規模を検討する。

（２）教職員の育成が十分に図られる規模の検討

① これまでの審議会での意見

- 少なくとも学年に２学級はあって、先輩の先生から指導を受けて育つ環境が必要だ。小学校では、多様な考え方や技術を学べる３人ぐらいが学年にいる環境が良い。中学校では、同じ教科の中で相談し合って育つ環境が必要だ。そういった意味では、やはり 12 学級から 18 学級ぐらいは必要だ。

② 学校における教職員育成の手立て【補助資料 1 参照】

- 研修の充実
 - ・ 教員に採用された後、学校現場における実践の中で、経験豊富な先輩教員から経験の少ない若手教員へと知識・技能を伝承し、資質能力の向上を図るための継続的な研修が必要
 - ・ 学校現場の中で、協働して教職員の育成に取り組む組織的な研修が必要
- 研修の種類
 - ・ 校外研修：教育センター等が行う研修や他校で行なわれる公開研究会等に参加して行なう研修
 - ・ 校内研修：学校としての計画的な研修や、先輩教師や同僚と接する中での研修、毎日の教育実践の中での研修
 - ・ 自己研修：読書、実技・体験、教育放送の利用等による自発的な研修

③ 教職員の育成が図られる学校規模【補助資料 2 参照】

- 校内研修を円滑に実施できる学校規模
 - ・ 「教員は学校で育つ」ものであり、学校内において同僚の教員とともに支え合いながら OJT を通じて日常的に学び合う校内研修及び園内研修の充実が必要である。とりわけ、授業研究をはじめとした校内研修及び園内研修の充実を図ることが重要であり、校内において組織的・継続的に研修を実施できる学校規模が必要である。
 - ・ そのためには、小学校では同学年に複数学級あることが必要であり、12 学級以上が求められる。また中学校では、同じ教科に複数の教員がいることが必要であるが、12 学級の場合は 19 人の職員が配置され、全教科に複数の教員を配置することができる。これらのことから、12 学級以上 18 学級以下は、校内研修を円滑に実施できる規模であると考えられる。

- 校外研修への参加に適切に対応できる学校規模
 - ・ 教員の資質能力を向上させるためには、法定研修のほか、各教育委員会が経験年数や職能、専門教科ごとに計画・実施する各種の研修への参加が重要である。このため、校外における研修参加に組織的に対応し、教職員が安心して且つ積極的に校外研修に参加できる学校規模が必要である。
 - ・ そのためには、校外研修参加教職員の不在時の対応が適切に図られる体制が必要であり、小学校では、同学年に複数学級あるか、専任の教務主任がいることが求められる。また中学校では、同じ教科に複数の教員がいることが求められるが、12学級以上18学級以下は、これらの条件を満たす規模であると考えられる。

2 学校の適正規模に関する方針<確認>

(1) 学校の適正規模

- 小学校および中学校ともに、法令上の学校規模の標準とされている12学級以上18学級以下を適正規模とします。

【1学級の児童・生徒数の基準（千葉県）】

学校種	小学校						中学校		
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
1学級の人数	35	35	38	38	38	38	35	38	38

(2) 適正規模とならない学校の基本的な方向性

- 今後の児童生徒数の予測を踏まえ、将来的にも適正規模とならない学校については、適正規模に近づけることの適否を検討します。
 - ・ 適正規模に近づけることの適否については、検討の視点及び判断の基準を明確にして検討します。
 - ・ 適正規模に近づけることの適否については、学校単位ではなく、複数の小学校を含む中学校区や、複数の中学校区を含む地域を単位として、検討します。
- 適正規模とならない学校を適正規模に近づける場合については、適正規模化の方策及び方策を判断する視点を明確にして、検討します。
- 適正規模とならない学校を存続させる場合については、適正規模にならないことによる生じる課題を最小化する方策を合わせて検討します。

【平成28年度の現状及び42年度、57年度の推計】

学校種	年度	適正規模を下回る学校		適正規模となる学校		適正規模を上回る学校		
		校数	割合	校数	割合	校数	割合	
小学校	38校	28年度	4	11%	16	42%	18	47%
		42年度	4	11%	27	71%	7	18%
		57年度	4	11%	30	78%	4	11%
中学校	15校	28年度	2	13%	3	20%	10	67%
		42年度	0	0%	12	80%	3	20%
		57年度	2	13%	13	87%	0	0%

議事（２） 学校の適正配置に関する方針

1 適正配置に関する方針策定の基本的な考え方＜審議＞

- (1) 適正配置は、小学校と中学校、それぞれについての考え方を整理して、検討を進める。
- (2) 適正規模とならない学校の存続の可否については、判断する視点を明確にして検討するとともに、存続させる場合には、適正規模にならないことによって生じる課題を最小化する方策も合わせて検討する。
- (3) 適正配置は、学校単位ではなく、複数の小学校を含む中学校区や、複数の中学校区を含む地域を単位として検討を進めるとともに、中学校区のあり方についても合わせて整理をする。
- (4) 適正配置は、通学距離や通学時間など、学区の規模についても視点に加えて、検討を進める。
- (5) 適正配置は、15年先、30年先の児童生徒数を見据えて、検討を進める。

2 「1 基本的な考え方」の方向性の検討＜審議＞

- (1) 適正配置を進める上での小学校・中学校の考え方、及び中学校区のあり方について

【補助資料3参照】

【これまでの審議会での意見】

- 中学校については比較的早めに検討をして実際の結論を出すけれども、小学校についてはもう少し融通を利かせて、地域特性に応じた多様な検討を行なうといった形になるのではないかと思う。
- 小学校は比較的コミュニティベースで考えて、複式学級にならない限りは12学級を下回っても維持する方向で、中学校は教科担任制を考えて適正規模を維持するなど、小学校と中学校の考え方を変えている自治体はある。
- 中学校では6学級から12学級、特に10学級前後になると、1人の教員が3学年にまたがって教科指導をしていくことになり、教材研究の面で厳しいところがある。
- 規模が小さいところでは、なかなか若い先生に担任を持たせてあげられないなど、人材育成の視点でも課題は出てくるので、中学校は、より「適正規模」という視点が大切になってくる。
- 小学校では地域特性に合わせて特色を出したり、地域の教育力を一層活用したりするなどの視点からでも学校運営はできる。
- 他の地域では、中学校は適正規模を下回ったら何とか検討をするけれども、小学校については、もう少し柔軟に考えるといったダブルスタンダードでやっていくところがむしろ一般的だ。

(2) 適正配置の検討を進める地域の単位について

① 検討の進め方

i 中学校ブロックを基本単位として適正配置の検討を進める。

【中学校ブロック】

中学校	小学校	
第一中学校	市川小学校・国府台小学校・中国分小学校	3校
第二中学校	真間小学校・菅野小学校	2校
第三中学校	八幡小学校・富貴島小学校・百合台小学校	3校
第四中学校	中山小学校・若宮小学校	2校
第五中学校	大柏小学校・大町小学校・柏井小学校	3校
第六中学校	鬼高小学校・稲荷木小学校	2校
第七中学校	行徳小学校・新浜小学校	2校
第八中学校	平田小学校・鶴指小学校・大和田小学校	3校
下貝塚中学校	宮久保小学校・北方小学校・大野小学校	3校
高谷中学校	信篤小学校・二俣小学校	2校
福栄中学校	南新浜小学校・福栄小学校	2校
東国分中学校	国分小学校・曾谷小学校・稲越小学校	3校
大洲中学校	宮田小学校・大洲小学校	2校
南行徳中学校	南行徳小学校・富美浜小学校・新井小学校	3校
妙典中学校	幸小学校・塩焼小学校・妙典小学校	3校
塩浜学園		

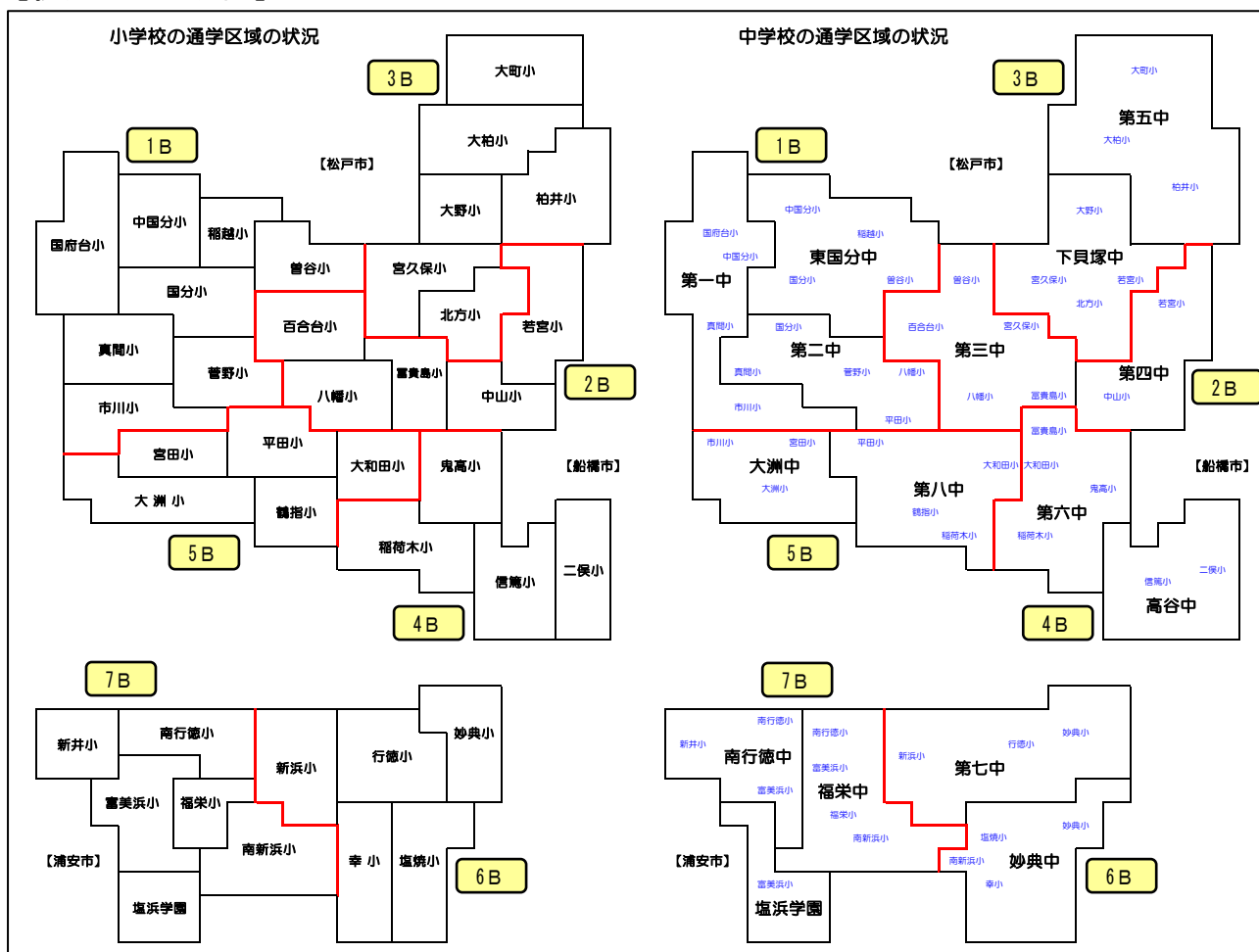
ii 中学校ブロック内での適正配置が難しい場合は、拡大ブロックを基本単位として検討を進める

【拡大ブロック】

拡大ブロック	中学校	小学校		
1ブロック	第一中学校	3校	市川小学校・国府台小学校・中国分小学校 真間小学校・菅野小学校 国分小学校・曾谷小学校・稲越小学校	8校
	第二中学校			
	東国分中学校			
2ブロック	第三中学校	2校	八幡小学校・富貴島小学校・百合台小学校 中山小学校・若宮小学校	5校
	第四中学校			
3ブロック	第五中学校	2校	大柏小学校・大町小学校・柏井小学校 宮久保小学校・北方小学校・大野小学校	6校
	下貝塚中学校			
4ブロック	第六中学校	2校	鬼高小学校・稲荷木小学校 信篤小学校・二俣小学校	4校
	高谷中学校			
5ブロック	第八中学校	2校	平田小学校・鶴指小学校・大和田小学校 宮田小学校・大洲小学校	5校
	大洲中学校			
6ブロック	第七中学校	2校	行徳小学校・新浜小学校 幸小学校・塩焼小学校・妙典小学校	5校
	妙典中学校			
7ブロック	福栄中学校	2校	南新浜小学校・福栄小学校 南行徳小学校・富美浜小学校・新井小学校	5校
	南行徳中学校			
	塩浜学園			

iii 拡大ブロック内での適正配置が難しい場合は、隣接する拡大ブロックを加えて検討を進める。

【拡大ブロック図】

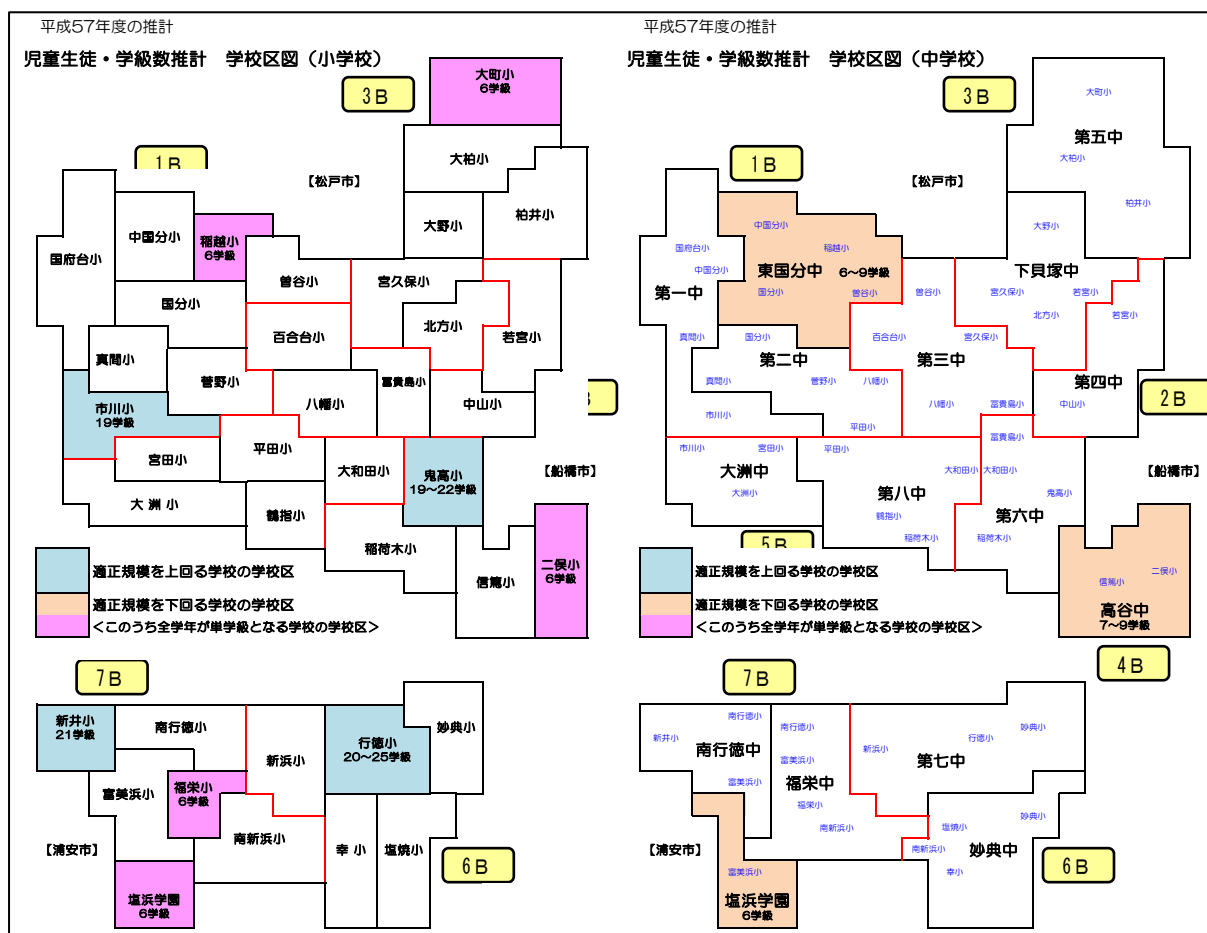
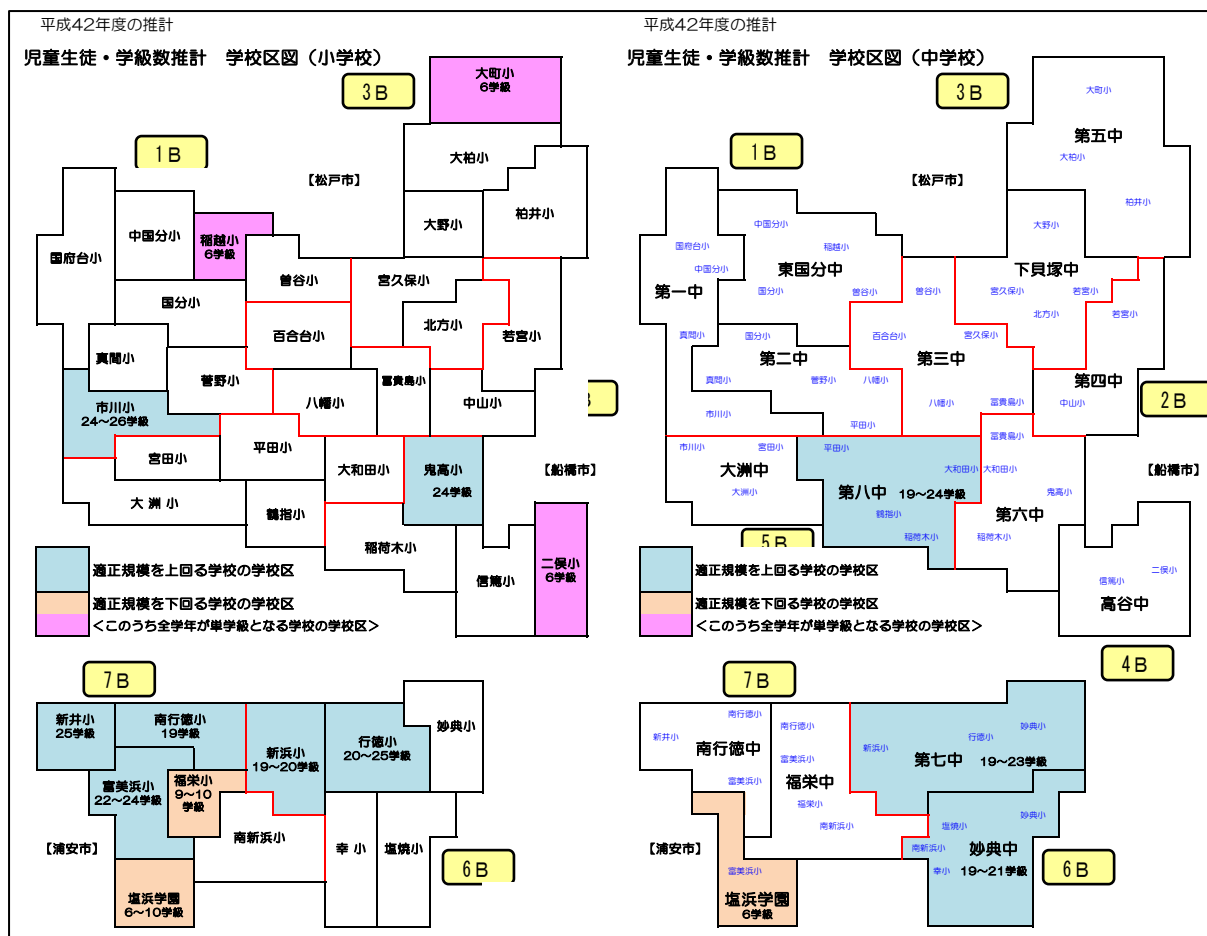


○ 拡大ブロック設定の考え方

ア 中学校設置の経緯を基に、地域的なつながりを考慮して設定

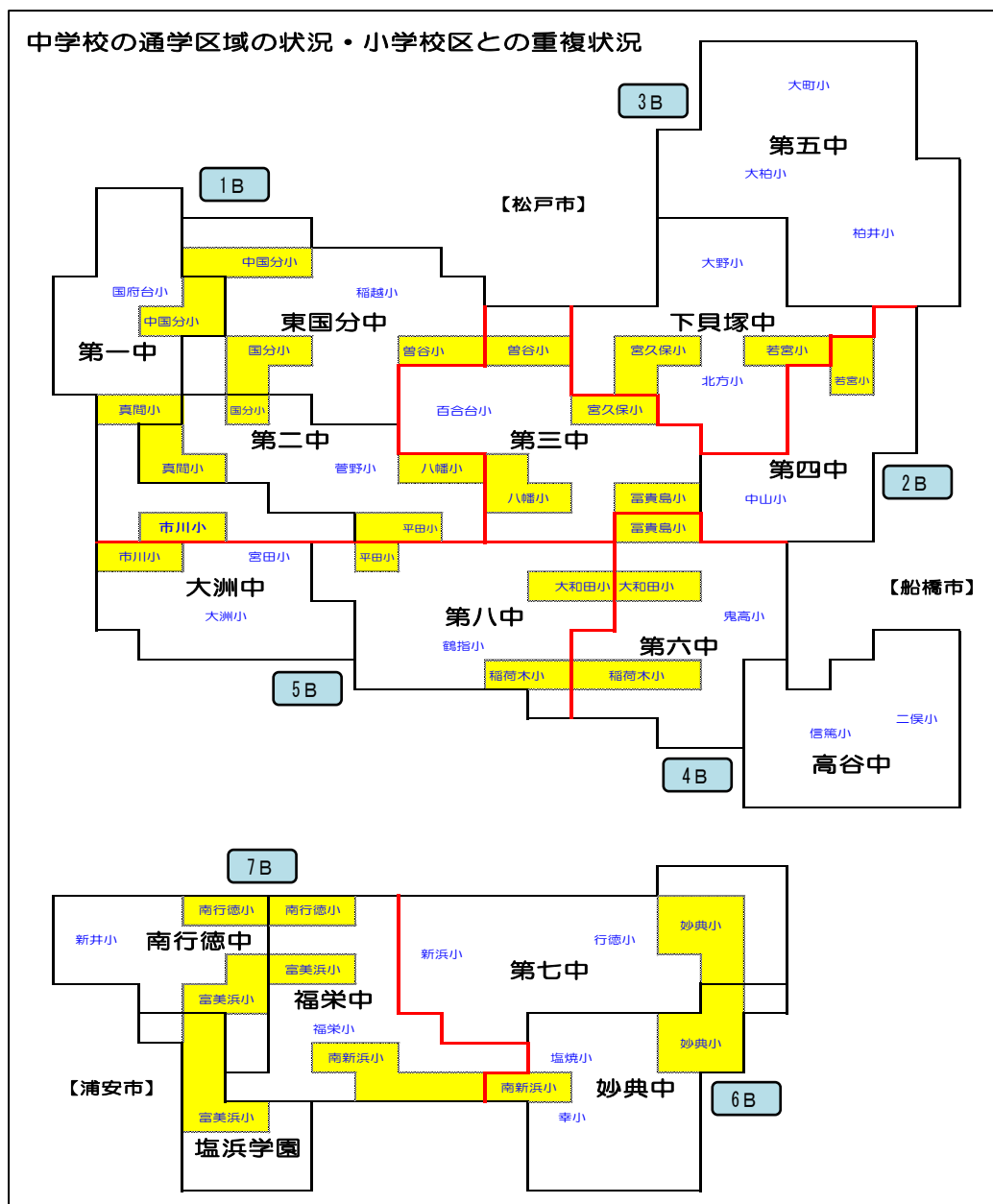
地区	中学校	設置の経緯
1ブロック	第一中学校	・ 第一中学校、第二中学校、第三中学校の学区域を再編成して、東国分中学校を設置
	第二中学校	
	東国分中学校	
2ブロック	第三中学校	・ 第三中学校、第四中学校の学区域を再編成して下貝塚中学校を設置
	第四中学校	
3ブロック	第五中学校	・ 第六中学校の学区域を再編成して高谷中学校を設置
	下貝塚中学校	
4ブロック	第六中学校	・ 第六中学校の学区域を再編成して高谷中学校を設置
	高谷中学校	
5ブロック	第八中学校	・ 第八中学校の学区域を再編成して大洲中学校を設置
	大洲中学校	
6ブロック	第七中学校	・ 第七中学校の学区域を再編成して妙典中学校を設置
	妙典中学校	
7ブロック	福栄中学校	・ 福栄中学校の学区域を再編成して南行徳中学校を設置
	南行徳中学校	
	塩浜学園	

イ 標準規模とならない学校の適正規模化を、円滑に進めることの出来る地域単位を考慮して設定



② 検討の際に留意すべき事項

ア 小学校区の分断に留意して検討を進める

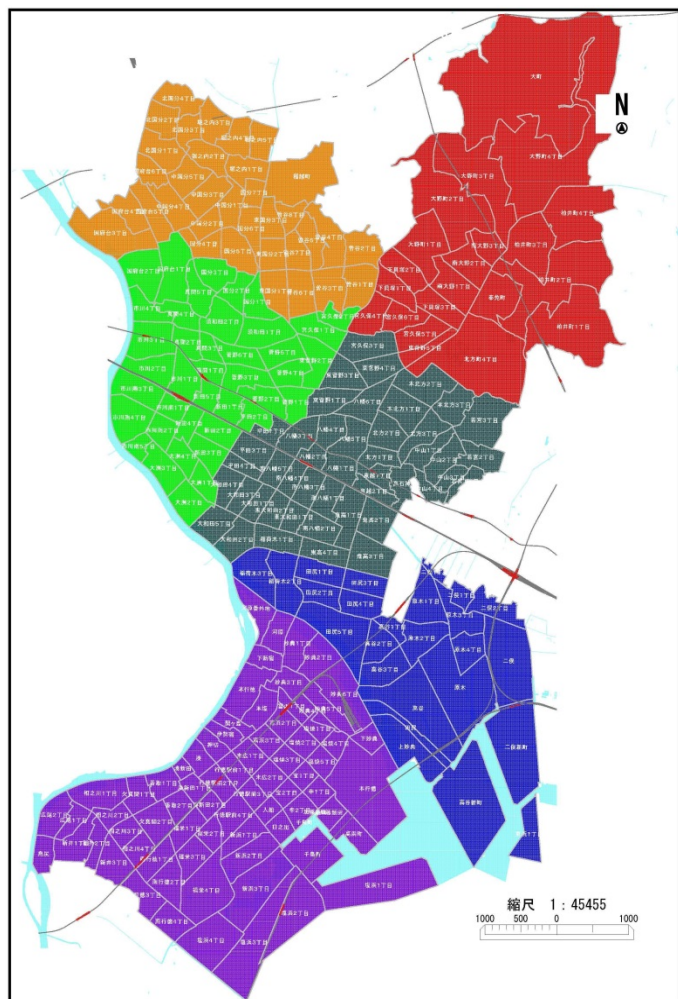


【拡大ブロックで分断される小学校区の指定中学校への進学状況（平成27年度）】

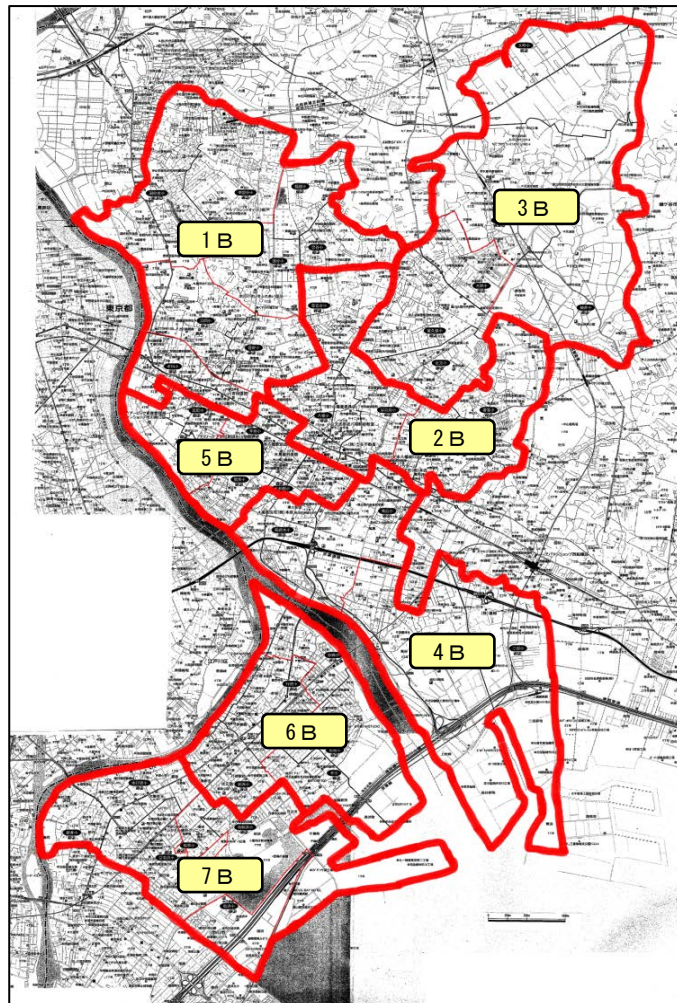
拡大ブロック	小学校名	卒業人数	拡大ブロック内の指定中学校			拡大ブロック外の指定中学校			
			中学校名	進学人数	進学割合	中学校名	ブロック	進学人数	進学割合
1ブロック	市川小学校	98	第一中	37	38%	大洲中	5ブロック	5	5%
	曾谷小学校	73	東国分中	45	62%	第三中	2ブロック	20	27%
2ブロック	八幡小学校	113	第三中	38	34%	第二中	1ブロック	18	16%
	富貴島小学校	85	第三中	48	56%	第六中	4ブロック	1	1%
3ブロック	若宮小学校	126	第四中	97	77%	下貝塚中	3ブロック	3	2%
	宮久保小学校	134	下貝塚中	83	62%	第三中	2ブロック	36	27%
4ブロック	稲荷木小学校	73	第六中	40	55%	第八中	5ブロック	21	29%
5ブロック	平田小学校	78	第八中	55	71%	第二中	1ブロック	3	4%
	大和田小学校	77	第八中	46	60%	第六中	4ブロック	7	9%
7ブロック	南新浜小学校	119	福栄中	90	76%	妙典中	6ブロック	2	2%

イ 市川市公共施設等総合管理計画が区分する地域との整合性に留意して検討を進める。

【公共施設等総合管理計画が区分する地域】



【拡大ブロック】



3 適正配置の検討の際に考慮すべき視点＜審議＞

(1) 小中学校の連続性の視点

【これまでの審議会での意見】

- 適正配置は、9年間の義務教育という括りの中で、小・中学校の連携を十分に考慮して検討する。
- 小中学校の連携には、義務教育学校のほか、学校園スタイルなども選択肢に加えて、適正配置の検討を進める。

① 義務教育学校の概要について

項目		義務教育学校
設置義務		○設置義務はないが、小・中学校の設置義務の履行と同等
修業年限		○9年（小学校→前期課程6年・中学校→後期課程3年） ○「4-3-2」などの柔軟な「学年段階の区切り」が可能
教育課程	教育目標	○9年間の目標を設定
	教育課程の編成	○9年間の教育課程を編成 ○前期は小学校、後期は中学校の学習指導要領を準用
	特例制度	○教育課程の特例を設置者の判断で創設できる（個別申請・大臣指定不要）
教職員	組織	○一つの教職員組織
	配置	○前期は小学校、後期は中学校の教職員定数の標準と同等の配置 ○小中学校と同様に加配措置 ○1人の校長 ○1人の副校長又は教頭の加配
教職員免許		○教員は原則小・中学校の両免許状を併有（当分の間猶予）
その他		○学校評価は義務教育学校として実施 ○学校運営協議会は、義務教育学校として一つの設置 ○学校いじめ防止基本方針は、義務教育学校として策定

② 義務教育学校「市川市立塩浜学園」の状況について【補助資料4参照】

ア 概要

- ・ 平成27年度に小中一貫教育校「塩浜学園」を開校し、平成28年度に義務教育学校「市川市立塩浜学園」を設置
- ・ 修業年限は9年。1～6年生は前期課程、7～9年生は後期課程。
- ・ 前期課程は小学校、後期課程は中学校の学習指導要領を準用する。

イ 塩浜学園の特色ある学び

● 一貫教育を生かした4つの特色ある取り組み

- ① 学年の区分を4-3-2制の3つに区分
 - ・ 1～4年生を基礎期（Sブロック）、5～7年生を充実期（Mブロック）、8、9年生を発展期（Lブロック）に区分し、発達段階に即した指導及び活動を行う
- ② 系統性・連続性を重視した教育を行う
 - ・ 途切れることのない一貫した指導方針のもとで教育を行う
 - ・ 学び直しの機会を保障する
- ③ 5年生から教科担任制を導入する
 - ・ 専門性の高い指導を行い、わかる授業によって学力の向上を図る
 - ・ 平成28年度の実施教科：算数、理科、保健体育、図工、家庭科、音楽、書写
 - ・ 中学校の専科教員と学級担任がT.Tで授業を行うことにより、より専門性の高い授業を行うとともに、学級担任がいることで不安の解消を図る
- ④ 5年生から部活動に参加できる環境
 - ・ 5年生からの活動経験を可能にする
野球、サッカー、バスケットボール、テニス、バレー、卓球、美術、吹奏楽

● 塩浜学園の3つの特色ある取り組み

- ① 新教科「塩浜ふるさと防災科」の実施
 - ・ 各教科等で身に付けた力を活用し、横断的・総合的な学習を実施する
 - ・ 義務教育学校は、教科の新設や、指導内容の入れ替え等、教育課程特例の創設を、設置者の判断で実施できる
- ② 理数教育を充実させる
 - ・ 算数・数学は全学年でティーム・ティーチングを実施、必要に応じて習熟度別授業を実施
 - ・ 理科の前期課程では、理科専科教員が指導
 - ・ 塩浜ふるさと防災科ともリンクをして、自然や防災に関する知識やリテラシーを身に付ける
 - ・ 算数・数学では、繰り返し学習や発展的内容を取り入れる
 - ・ 理科では実験や体験の機会を充実
- ③ きめ細かな教育の推進
 - ・ 一人一人の学びや発達の支援を行う（9年間を見通した学びの充実 一人一人の顔の見える教育、縦割り活動を通して、学校全体の連携を進化・充実）

ウ 教育効果及び課題

● 児童生徒への効果及び課題

【効果】

- 年齢の離れた児童生徒の交流により自己肯定感の高まりが見られる
 - ・ 弱いものを労わる心、思いやりの心の高揚
- 地域との交流・連携による対人関係能力の向上
- 9年間を通して、低学年から人間関係づくりを支援することで、問題行動を予防する
- 家庭に対して、9年間同じ方向を向くことで、家庭からの関心を高め、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣の定着
- 9年間の中で、部活動に参加できる学年や指導教職員を調整することで、部活動の活性化が見られる
- スモールステップを積む事で中一ギャップの緩和が見られる

【課題】

- 9年間の学びを積み重ねることで、基礎・基本の定着を図る
- 体験的活動や問題解決学習を通して、リーダーを育成し、他と協力しながら、主体的な学びができる子どもの育成

● 教職員への効果及び課題

【効果】

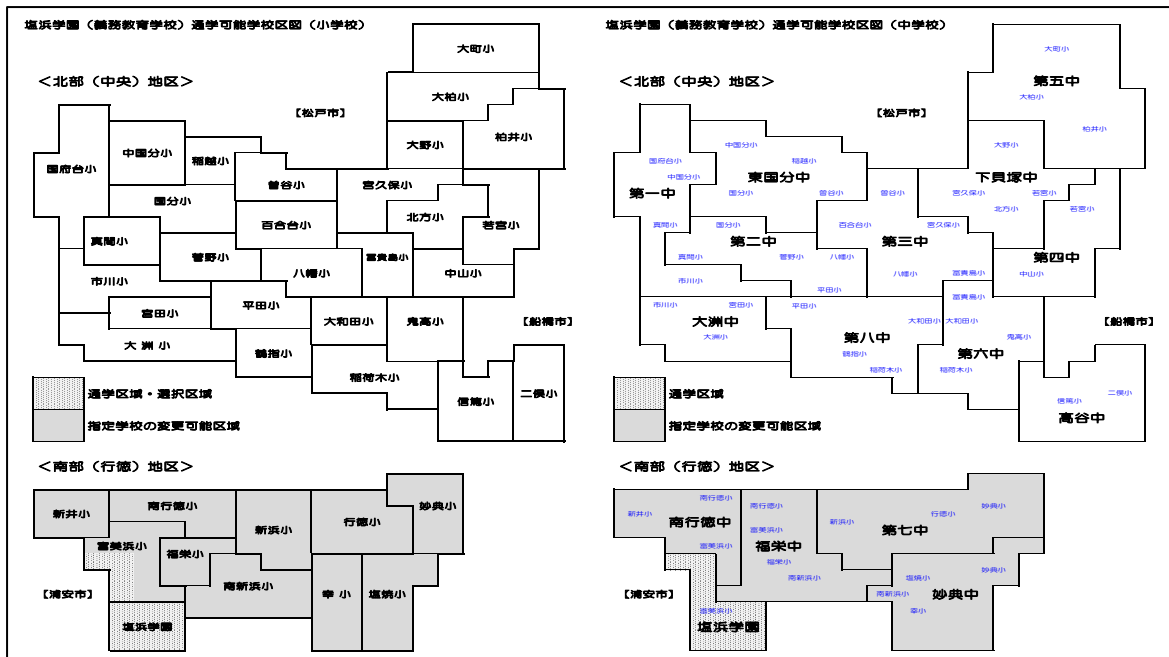
- 9年間の子どもの発達が見られることで、子どもの発達段階に対する認識が深まり、指導に活かせる
- 小学校・中学校の教育活動のそれぞれの良さや大変さを知ることで、互いの仕事への理解が深まる
- 前期課程から後期課程へ進級する子どもを前もって理解していることで、スムーズな後期課程のスタートが切れる
- 発達や登校に課題のある子どもについて、前期・後期課程の職員が一堂に会し、相談をすることで継続した指導や保護者対応について、連携が図られる

【課題】

- 9学年の行事等予定があり、調整を図っているが、多忙感は否めない。今後行事等の見直しが必要である

エ 通学区域及び指定校変更の可能な区域

- ・ 指定学校の変更可能な範囲を緩和して行徳支所管内からの通学が可能



（２）地域コミュニティの視点【補助資料５・６参照】

【これまでの審議会での意見】

- 適正配置は、地域コミュニティとの関わりを十分に考慮して検討する。
- 適正配置は、コミュニティ・スクールのあり方も踏まえて検討する。

○ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（一部抜粋）

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

- 同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手である子供たちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。
- このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方向的に進める性格のものでないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれます。

第5回市川市教育振興審議会 議事補助資料

資料1	教職員の育成に関する議論	1
資料2	教職員の配置	3
資料3	他市区の学校規模適正化対象校の基準	5
資料4	塩浜学園の教育	8
資料5	市川市が目指すコミュニティ・スクール	13

資料 1 教職員の育成に関する議論

- * 中央教育審議会（答申）「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」平成 27 年 12 月 21 日 より一部抜粋

1 検討の背景

（1）教員政策の重要性

- 新たな知識や技術の活用により社会の進歩や変化のスピードが速まる中、教員の資質能力向上は我が国の最重要課題であり、世界の潮流でもある。
 - ・ 知識基盤社会の到来と情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、我が国の社会は大きく変化してきた。
 - ・ このような変化の中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育である。
 - ・ そのためには、学校における教育環境を充実させるとともに、学校が組織として力を発揮できる体制を充実させるなど、様々な対応が必要であるが、中でも教育の直接の担い手である教員の資質能力を向上させることが最も重要である。

（2）学校を取り巻く環境変化

- 近年の教員の大量退職、大量採用の影響等により、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承をうまく図ることのできない状況があり、継続的な研修を充実させていくための環境整備を図るなど、早急な対策が必要である。
 - ・ かつては、教員に採用された後、学校現場における実践の中で、経験豊富な先輩教員から経験の少ない若手教員へと知識・技能が伝承されることで資質能力の向上が図られてきたという側面が強かった。
 - ・ しかしながら、近年の教員の大量退職、大量採用の影響により、必ずしもかつてのような先輩教員から若手教員への知識・技能の伝承がうまく図られていない状況があるといった指摘も強い。
 - ・ 実際、教員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始めている。例えば、平成 25 年度の学校教員統計調査によると、中学校において、他の経験年数を有する教員に比べ、経験年数 5 年未満である教員の割合が最も高く（約 20%）、経験年数が 11 年～15 年であるいわゆるミドルリーダークラスの教員の割合（約 8%）のおよそ 2.5 倍となっている。
 - ・ このような状況に対策を打たなければ、先輩教員から若手教員への知識・技能の伝達が途切れてしまう恐れもあり、若手教員が持つ知識・技能をどのように生かしていくかということも含め、継続的な研修の充実のための環境整備を図るなど、早急な対策が必要である。

2 改革の具体的な方向性

(1) 教員研修に関する改革の具体的な方向性

- ・ 生涯にわたる教職生活を通じた教員の育成のためには、現職教員の研修の充実が極めて重要である。
- ・ 「教員は学校で育つ」ものであり、教員の資質能力を向上させるためには、経験年数や職能、専門教科ごとに行われる校外研修の体系的な実施とともに、学校内において同僚の教員とともに支え合いながらOJTを通じて日常的に学び合う校内研修及び園内研修の充実や、個々の教員が自ら課題を持って自律的、主体的に行う研修に対する支援のための方策を講じることが必要である。とりわけ、授業研究をはじめとした校内研修及び園内研修の充実を図ることが重要であり、校内において組織的・継続的に研修が実施されるよう実施体制の充実強化を図ることが必要である。

(2) 継続的な研修の推進

- ・ 教員の資質能力の育成・向上のためには、法定研修や各教育委員会が計画・実施する各種の研修はもとより、自発的、継続的に校内研修が実施されることが不可欠である。校内研修が組織的に行われることにより、教員間での組織目標の共有化とそれに伴う協働が進み、学校の組織力の向上にも大きく寄与することが期待される。
- ・ 校内研修は、各学校や地域の実態に根ざしたものであり、日々の授業などにその成果が反映されやすく、教員自身が学びの成果を実感しやすいなど、教員の学ぶモチベーションに沿ったものである。
- ・ 校内研修の充実に関する先進的事例としては、どの教員も主体的に参加できるように校内に複数の研修チームを設け、各チームに経験豊富なベテランの教員やミドルリーダーとしての活躍が期待される教員、教職経験の浅い若手教員や初任者の教員、臨時的任用の教員をバランスよく配置して行う研修や、ベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等の指導や助言を行ったり、授業研究などを行ったりしながらチーム内で学び合う中で初任者等の若手教員を育成するいわゆるメンター方式の研修等を導入し、効果を上げている例がある。このメンター方式の研修については、若手教員の育成のみならず、ミドルリーダーの育成の観点からも有効な取組である。
- ・ 近年の大量退職、大量採用の流れの影響から、必ずしも年齢構成や経験年数の均衡がとれている学校ばかりとはいえ、効率的・効果的な校内研修の実施に支障を来す場合があることも想定される。例えば、ミドルリーダーとしての活躍が期待される教員が不足し、単独では十分な校内研修等の実施が困難な地域においては、中学校区を一単位としたブロック単位での研修実施などの工夫が見られる。このように、必要に応じ、各教育委員会が域内において学校種ごとあるいは国公私が連携した合同での研修や様々な年齢や経験を持つ教員同士の学びの機会を提供し、そうした教員同士における学び合いのネットワークの構築が図られることなどが望まれる。また、そうした学びの機会が可能な限り得られるよう、校長等が配慮するとともに、そうした体制を整えていくことが必要である。

資料2 教職員の配置

1 小中学校の教職員定数の配置

小学校

学級数	職員数	増置
1	2	1
2	3	1
3	4	1
4	5	1
5	6	1
6	7	1
7	8	1
8	9	1
9	10	1
10	11	1
11	12	1
12	13	1
13	15	2
14	16	2
15	17	2
16	18	2
17	19	2
18	20	2
19	21	2
20	22	2
21	23	2
22	24	2
23	25	2
24	27	3
25	28	3
26	29	3
27	30	3
28	31	3
29	32	3
30	33	3
31	34	3

中学校

学級数	職員数	増置
3	7	4
4	8	4
5	10	5
6	11	5
7	12	5
8	13	5
9	15	6
10	17	7
11	18	7
12	19	7
13	20	7
14	21	7
15	22	7
16	24	8
17	25	8
18	27	9
19	29	10
20	30	10
21	31	10
22	33	11
23	34	11
24	36	12
25	37	12
26	38	12
27	39	12
28	41	13
29	43	14
30	45	15
31	46	15

2 小学校の専任教員配置の例

学級数	6学級	9学級	13学級	18学級	24学級
専任教務主任数	0	0	1	1	1
専科教員数	1	1	1	1	1
少人数指導担当数	0	0	0	0	1

3 中学校の授業時数

区分	年間授業時数				全学級を担当した場合の1週間あたりの授業時数										
					3学級	6学級	9学級	12学級	15学級	18学級	21学級	24学級	27学級	30学級	
	1学年	2学年	3学年	1~3学年	学年1学級	学年2学級	学年3学級	学年4学級	学年5学級	学年6学級	学年7学級	学年8学級	学年9学級	学年10学級	
各教科	国語	140	140	105	385	11.0	22.0	33.0	44.0	55.0	66.0	77.0	88.0	99.0	110.0
	社会	105	105	140	350	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0
	数学	140	105	140	385	11.0	22.0	33.0	44.0	55.0	66.0	77.0	88.0	99.0	110.0
	理科	105	140	140	385	11.0	22.0	33.0	44.0	55.0	66.0	77.0	88.0	99.0	110.0
	音楽	45	35	35	115	3.3	6.6	9.9	13.1	16.4	19.7	23.0	26.3	29.6	32.9
	美術	45	35	35	115	3.3	6.6	9.9	13.1	16.4	19.7	23.0	26.3	29.6	32.9
	保健体育	105	105	105	315	9.0	18.0	27.0	36.0	45.0	54.0	63.0	72.0	81.0	90.0
	技術家庭	70	70	35	175	5.0	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0
	外国語	140	140	140	420	12.0	24.0	36.0	48.0	60.0	72.0	84.0	96.0	108.0	120.0
道徳	35	35	35	105	3.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	
総合的な学習	50	70	70	190	5.4	10.9	16.3	21.7	27.1	32.6	38.0	43.4	48.9	54.3	
特別活動	35	35	35	105	3.0	6.0	9.0	12.0	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	

4 中学校の教員1人あたりの担当学年及び担当時間の例

区分	3学級			6学級			9学級			
	職員7人			職員11人			職員15人			
	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	
各教科	国語	1	3	11.0	1	3	22.0	2	1.5	16.5
	社会	1	3	10.0	1	3	20.0	2	1.5	15.0
	数学	1	3	11.0	2	1.5	11.0	2	1.5	16.5
	理科	1	3	11.0	1	3	22.0	2	1.5	16.5
	音楽	1	3	3.3	1	3	6.6	1	3	9.9
	美術	0	免許外指導の可能性		1	3	6.6	1	3	9.9
	保健体育	1	3	9.0	1	3	18.0	2	1.5	13.5
	技術家庭	0	免許外指導の可能性		1	3	10.0	1	3	15.0
	外国語	1	3	12.0	2	1.5	12.0	2	1.5	18.0
道徳	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
総合的な学習	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
特別活動	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
区分	12学級			15学級			18学級			
	職員19人			職員22人			職員27人			
	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	教科担任配置数	1人の担当学年数	1人の週担当時間	
各教科	国語	3	1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
	社会	2	1.5	20.0	3	1	16.7	4	0.75	15.0
	数学	3	1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
	理科	3	1	14.7	3	1	18.3	4	0.75	16.5
	音楽	1	3	13.1	1	3	16.4	1	3	19.7
	美術	1	3	13.1	1	3	16.4	1	3	19.7
	保健体育	2	1.5	18.0	3	1	15.0	3	1	18.0
	技術家庭	1	3	20.0	2	1.5	12.5	2	1.5	15.0
	外国語	3	1	16.0	3	1	20.0	4	0.75	18.0
道徳	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
総合的な学習	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			
特別活動	学級担任が指導			学級担任が指導			学級担任が指導			

資料3 他市区の学校規模適正化対象校の基準

○ 小中学校の適正規模等について提言 参考資料2（春日井市立小中学校適正規模等検討委員会）
平成21年3月6日 より

都市名	適正規模	適正化対象校の基準
札幌市	小学校：18～24学級（少なくともクラス替えの可能な12学級以上の規模が望ましい。）	○6学級（各学年1学級）未満の過小規模校については早期改善が望まれる。 ○25学級以上の規模については、適正規模を超えることのみを理由として分離・新設を行うべきではない。
	中学校：12～18学級（少なくともクラス替えの可能な6学級以上の規模が望ましい。）	○6学級未満の過小規模校については早期改善が望まれる。 ○19学級以上の規模については、適正規模を超えることのみを理由として分離・新設を行うべきではない。
旭川市	小学校：12～18学級	
	中学校：9～18学級	○1学年3学級、全校で9学級を下限とする。
仙台市	小学校：12学級以上必要（各学年でクラス替えによる交流が可能となるよう1学年複数学級があることが望ましい。）	○一定規模の基準に満たない学校の中でも、全学年単学級となっているなど、早急な対応が必要なところから検討、実施。 ○可能な限り、1中学校区複数小学校区を確保する。
	中学校：9学級以上必要（各学年でクラス替えによる交流が可能となるよう1学年複数学級があることが望ましい。）	○一定規模の基準に満たない中学校で、学区が小学校の学区と同一の場合には、優先して対応を検討する必要がある。
宇都宮市	小・中学校：12～24クラス	
千葉市	小・中学校：12～24学級	【共通】将来（平成25年度推計）についても適正規模の回復が見込めない学校を適正配置に向けて取り組むべき対象校とする。
船橋市	小・中学校：12～24学級	
成田市	小学校：12～18学級（1学年複数学級が確保できる規模）	
	中学校：12～18学級（教育活動において生徒の多様な希望に応えることが可能）	○12学級を下回った場合でも、クラス替えが可能で、教育活動を円滑に行うことができることが可能な生徒数が確保される場合については、適切な教育効果が期待しうる規模とする。
八王子市	小・中学校：12～18学級（望ましい学校規模に準ずる規模は、小学校は19～24学級、中学校は9～11学級とする。）	○小学校：1学年2学級を下限、3学級を上限とする。 ○中学校：1学年4学級を下限、6学級を上限とする。
立川市	小学校：12～18学級（1学年2学級以上）	○学級数が9学級以下の学校を下限とし、20学級を超える学校を上限とする。
	中学校：9～18学級（1学年3学級以上）	○学級数が6学級以下の学校を下限とし、20学級を超える学校を上限とする。
川崎市	小・中学校：12～24学級（一時的に児童生徒が急増している地域については、過大規模とならない30学級までを許容学級とする。）	【共通】12学級未満の小規模校のうち、今後もこの状態が継続していく見込みの学校（早急に検討が必要な学校としては、既に6学級となっているか、今後6学級以下になると見込まれる小規模校）

横浜市	小学校：12～24 学級（1 学年 2～4 学級）	○全校の学級数が 11 学級以下の学校が複数近接している地域
	中学校：12～24 学級（1 学年 4～8 学級）	○全校の学級数が 8 学級以下の学校が複数近接している地域 【共通】 ○小規模化の進行が著しく、教育環境の確保のため早急な対応が必要な地域 ○学級数 31 学級以上の過大規模の状態が続き、通学区域の変更等によってもその解消が困難な場合
横須賀市	小学校：12～24 学級（クラス替えのできる各学年 2 学級）	○全校の学級数が 11 学級以下（クラス替えのできない単学級の学年が出現）、また、31 学級以上（5 学級を超える学年が出現）となる場合
	中学校：12～24 学級（5 教科の教員が複数配置できる各学年 4 学級）	○全校の学級数が 5 学級以下（10 教科の教員が配置できない規模）、また、31 学級以上（10 学級を超える学年が出現）となる場合
甲府市	小学校：12～18 学級（1 学年 2 学級以上のクラス替えのできる学校規模）	○小規模化の深刻な状況にある学校の適正規模化を優先的に進める必要がある。
浜松市	小学校：12～24 学級（1 学年複数の学級編制が望ましい。）	【共通】 ○全校で 6 学級以下の状況にあり、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校
	中学校：12～18 学級（1 学年 4 学級以上の編制が望ましい。）	○適正規模を上回る大規模校のうち、全校で 25 学級以上の状況にあり、今後も同様の状況で推移することが見込まれる学校
豊田市	小・中学校：12～24 クラス（少なくとも 6 クラス以上とする。）	○6 クラス未満または 25 クラス以上となり、推定児童生徒数が将来的に改善する見込みがない場合は、統廃合や分離新設等により学習環境の改善を図る。
奈良市	小学校：12～18 学級（1 学年 2～3 学級）	【共通】 ○適正規模を下回る場合、基本的には統廃合も視野に入れた検討が望ましい。 ○適正な規模を大きく上回る状況が続き、通学区域の変更等によりその解消を図ることが困難な場合は、分離新設を視野に入れた検討が望ましい。
	中学校：9～18 学級（1 学年 3～6 学級）	
大阪市	小・中学校：12～24 学級	【共通】 全学年単学級の小学校を適正化の対象とし、極めて小規模で教育効果面での課題が大きいと認められる小学校から順次検討を行うのが望ましい。
堺市	小・中学校：12～24 学級	【共通】 ○学級数が 6 学級以下で、今後も児童生徒数の増加が見込みにくい学校。 ○中学校で各学年複数学級となる場合は、再編整備の対象外とする。
吹田市	小学校：12～24 学級（7～11 学級の学校で特筆すべき教育が期待できる場合は許容範囲とする。）	【共通】 ○小規模校については、適正規模を下回る場合でも、ある程度までは工夫によりデメリットを補うことも可能で、状況を見極めながら適正化を検討する。 ○許容範囲を下回る学校については、早期に適正化に取り組む必要がある。
	中学校：12～18 学級（1 1 学級以下の学校で特筆すべき教育が期待できる場合、1 9～2 1 学級の場合は許容範囲とする。）	

牧方市	小・中学校：12～24 学級（適正な学校規模は 18 学級）	【共通】 ○12 学級であっても、学級編制によって 11 学級の児童数より少ない場合。 ○24 学級を超えても、普通教室に余裕があり、特別教室・多目的室が確保でき、児童生徒 1 人あたりの施設規模が十分の場合は許容範囲とする。
尼崎市	小・中学校：12～24 学級（中学校の理想的な学校規模は 15～18 学級）	
山口市	小学校：12～18 学級	【共通】 ○適正規模以下であっても、努力や工夫で補える最低規模を一定規模とし、小学校では複式学級とならない 6 学級以上、中学校では各教科の教員が配置される 7 学級以上が望ましい。 ○過大規模校となる 31 学級以上となる場合は、早急な対策が望まれる。
	中学校：9～18 学級	
下関市	小・中学校：12～18 学級（19～24 学級については許容範囲とする。）	【共通】将来的にも学校の小規模化が避けられない状況で、平成 18 年度を基準として、6 年後の平成 24 年度に適正規模の範囲外と見込まれる学校を検討対象校とする。
北九州市	小・中学校：12～24 学級	
東京都 中野区	【最小学校規模 ※】 小学校：6 学級（1 学年 1 学級、児童数 120 人程度、ただし、20 人を下回る学年が複数存在しないこと。）	※一定程度の児童生徒数（20 人を割らない程度）を確保でき、教育活動の円滑な実施の最小規模として定める。
	中学校：6 学級（1 学年 2 学級、生徒数 130 人程度）	
東京都 板橋区	小学校：12～18 学級（クラス替えが可能な 1 学年 2～3 学級）	【共通】6 学級以下で児童生徒数が 150 人以下の学校は早急な対応を要する。
	中学校：12～18 学級（一定の教職員の確保が可能な 1 学年 4～6 学級）	
東京都 港区	小学校：12～18 学級（各学年複数の学級）	【共通】小規模校は、全学級数が 6 学級で、小学校では安定して 100 人程度確保でき、中学校では安定して 200 人程度確保できる規模とし、学年が欠ける学校や複式学級を有する学校の存置は認めがたい。
	中学校：9～18 学級（学年当たり 3 学級以上）	
東京都 杉並区	小学校：12～18 学級（各学年 2～3 学級）	【共通】児童生徒数の将来推計、学校の特色・教育活動の現状、地域性、老朽改築計画との整合性など十分に考慮し、多角的に検討する。
	中学校：9～12 学級（各学年 3～4 学級）	
東京都 練馬区	小学校：12～18 学級（19～24 学級までは許容範囲）	【共通】過小規模校（小学校 11 学級以下、中学校 10 学級以下）は通学区域の変更や統合により適正規模の確保に努め、原則として小規模化の著しい学校から進める。過大規模校（小学校 25 学級以上、中学校 19 学級以上）は通学区域の変更により適正規模の確保に努める。
	中学校：11～18 学級	
東京都 北区	小学校：12～18 学級（当面存置規模は 1 学年 25 人の 6 学年）	○学級数に応じて教員数が決まる現状のしくみでは、一定の学級数の確保が望まれ、また部活動の改善も大きな視点であり、中学校の改善について優先すべきである。
	中学校：9～15 学級（当面存置規模は 1 学年 2 学級の 3 学年）	
東京都 江東区	小学校：12～18 学級（1 学年複数の学級編制ができる規模）	【共通】早急な対応が必要な規模は、小学校では、近い将来（概ね 5 年以内）全学年が単学級となり、かつ児童数が 150 人を下回る場合。中学校では、近い将来（概ね 5 年以内）5 学級となる場合。
	中学校：12～18 学級	

平成28年度
市川市立塩浜学園 経営説明



1 はじめに

(1) 学校名「市川市立塩浜学園」

昭和56年 塩浜小学校 開校 児童数97名
57年 塩浜中学校 開校 生徒数48名
約30年の歴史を刻み・・・

平成27年 小中一貫校「塩浜学園」として開校
平成28年 「市川市立塩浜学園」(義務教育学校)

5月1日現在 前期課程153名 1～6年 単学級
後期課程164名 7・8年は2学級

(2) 校章

校章作成・・・開校に伴い、新たに制定
デザインは、塩浜中学校の保護者と、千葉県立
市川工業高等学校インテリア科の生徒。

塩の結晶をイメージした枠の中央に塩浜の「S」
東京湾の青、黒松の緑、大空の水色
多彩な夢を持ち輝いてほしい

(3) 校歌

作詞は 昨年度 9学年卒業生
歌詞のフレーズを募集し
塩浜学園をイメージする言葉をつないで
塩浜学園校歌として完成

作曲は 専門家によるもの 2曲作曲を依頼し
子どもたちに聴かせ、投票で決定

2 塩浜学園の運営方針

(1) 学びをつなぐ

小中一貫教育で子どもたちの個性や
能力を最大限に伸ばします

小中一貫教育は、**中1ギャップ**や、子どもたちの心身発達の**早期化**などへ**対応**し、**子どもの発達に即した教育を実現**できる教育方法です。

義務教育学校の課程
前期課程 と 後期課程

前期課程 小学校課程に準ずる (小学校学習指導要領)	後期課程 中学校課程に準ずる (中学校学習指導要領)
1～4年 (Sブロック)	5～7年 (Mブロック)
	8・9年 (Lブロック)

修学年限は、**9年間**

(2) 学校教育目標

ふるさとを愛し、自ら夢を持ち、
心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成
～ 人をつなぐ 未来へつなぐ ～

「学び」と「育ち」をつなぎ、系統性・連続性を重視した教育を行うとともに、小規模校の良さを十分に発揮できる学校をめざします。

(3) めざす児童生徒像

夢を探し、育て、実現に向け、粘り強く努力できる

命を大切にし、人と協調し、相手を思いやることができる

ふるさとに誇りや愛着を持つことができる

3 塩浜学園の概要

(1) 学年区分

9年間で4-3-2制・3つに区分します。

1~4年

基礎期

Sブロック

start/small

5~7年

充実期

Mブロック

middle/medium

8~9年

発展期

Lブロック

last/large

(2) 教室配置

3・4年 3階

1・2年 2階



(3) 主な行事予定

月	Sブロック (1~4年生)	M・Lブロック (5~9年生)
4	着任式・始業式・入学式・学校懇談会・PTA総会・授業参観・内科検診	1年生を迎える会 (1~4年)・オリエンテーション (5~9年)・全校青空給食
5	新体力テスト・運動会 (運動会・体育祭)・教育相談・修学旅行 (9年)	
6	教育相談日 (1~4年)・小学校陸上大会 (4~6年)・職場体験 (9年)	
7	グリーンスクール (4年)・生徒総会 (5~9年)・前期中間試験 (7~9年)	
8	個人面談 (1~6年)・三者面談 (7~9年)・修学旅行 (6年)	
9	小学校相撲大会 (4~6年)・生徒会役員選挙 (5~9年)・全校青空給食	
10	運動会 (合唱祭・文化祭)・前期期末試験 (7~9年)・教育相談 (7~9年)	
11	市内音楽会・後期中間試験 (7~9年)・オープンスクール・学校懇談会	
12	個人面談 (1~6年)・三者面談 (7~9年)	
1	ホワイトスクール (5年)・教育相談日 (1~4年)	
2	入学説明会・新7年保護者説明会・後期期末試験 (7~9年)	
3	予餞会・卒業式・前期課程修了式・修了式・離任式	

※ 3学期制。ただし、評価は2学期(前期・後期)になります。

(4) 通学区域 ① 本来の学区と選択地域

	塩浜 4丁目	南行徳 3・4丁目
小学校	学区	選択地域
中学校	学区	学区

① 本校本来の区域(選択区域)



② 指定学校の変更可能な範囲

【指定学校の変更可能な範囲を緩和】
塩浜学園 (1年生~9年生)
行徳管内からの通学が可能

※ 本来は隣接した学区に限定

② 指定学校の変更可能な範囲



(5) 通学方法~後期課程からは自転車通学が可能

自転車通学までの手順

- 自転車通学申請書を学校長へ提出
- 自転車保険へ加入 (事故対応)
- 自転車安全教室・安全点検
- 自転車に許可証(ステッカー)を貼付
- 「自転車通学の約束」を守って通学
- 守れない時⇒≪停止・許可の取り消し≫

自転車通学の約束 <<一部抜粋>>

- 交通ルールを守る
- 並列走行・二人乗りをしない
- ヘルメットを着用
- 申請した通学経路を守る
- 実用的な自転車を使用する
- 雨天時はレインコート等を着用する
- 歩行者や他の自転車利用者に危険が及ばないように注意すること



4 塩浜学園の「学び」 (1)カリキュラム編成の基本的な考え方

学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
教育課程の区分 4-3-2制	前期課程 (小学校学習指導要領)					後期課程 (中学校学習指導要領)			
	Sブロック (start/small) 基礎期			Mブロック (middle/medium) 充実期		Lブロック (last/large) 発展期			
校舎	前期課程校舎 (通称 前期校舎)					後期課程校舎 (通称 後期校舎)			
指導形態	学級担任制					教科担任制			
塩浜ふさと防災科	生活科					塩浜ふさと防災科			
外国語活動・英語	外国語の時間(通称) 外国語活動科(英語・国語)					外国語活動(通称) ALT担任・外国語 英語(通称) 英語科(英語・ALT)			
生徒会						生徒会活動			
縦割り班	全体を16グループに分けて活動します								

(2)カリキュラムの編成

小学生		中学生	
基礎期 (1~4年生)	充実期 (5, 6年生)	発展期 (5, 6年生)	充実期 (7年生)
児童会館 7:20~8:10	児童会館 8:10	児童会館 8:10	児童会館 8:10
朝生息 8:10~8:20	朝生息 8:10~8:20	朝生息 8:10~8:20	朝生息 8:10~8:30
朝集タイム 8:20~8:40	朝集タイム 8:20~8:40	朝集タイム 8:20~8:40	朝集タイム 8:30~8:35
1校時 8:40~9:20	1校時 8:40~9:30	1校時 8:40~9:30	1校時 8:40~9:35
2校時 9:30~10:10	2校時 9:40~10:30	2校時 9:40~10:30	2校時 9:40~10:35
3校時 10:10~10:40	3校時 10:40~11:30	3校時 10:40~11:30	3校時 10:40~11:30
4校時 10:40~11:30	4校時 11:40~12:30	4校時 11:40~12:30	4校時 11:40~12:30
5校時 11:30~12:20	給食 12:30~13:00	給食 12:30~13:00	給食 12:30~13:00
給食 12:20~13:00	習字 13:00~13:40	習字 13:00~13:40	習字 13:00~13:40
習字 13:00~13:10	習字 13:20~13:40	習字 13:20~13:40	習字 13:20~13:40
習字 13:20~13:40	習字 13:40~14:30	習字 13:40~14:30	習字 13:40~14:40
5校時 13:40~14:30	習字 14:30~15:30	習字 14:30~15:30	習字 14:30~15:40
6校時 14:30~15:20	習字 15:40~16:00	習字 15:40~16:00	習字 15:40~16:00
習字 15:20~16:40	習字 16:10	習字 16:10	習字 16:00

※ 授業時間は1~6年生は40分、7~9年生は50分です。各校舎で、授業開始時刻が異なります。

(3)塩浜学園の特色ある学び

一貫教育を生かした
4つの特色ある
取り組み

- ① 学年の区分4・3・2制
- ② 系統性・連続性を重視
- ③ 充実期から教科担任
- ④ 充実期から部活動

塩浜学園の
3つの特色ある
取り組み

- ⑤ 塩浜ふさと防災科
- ⑥ 理数教育の充実
- ⑦ きめ細やかな教育

一貫教育を生かした4つの特色ある取り組み

- ① 学年の区分を4-3-2制にします。
・学年区分を弾力的に設定して、発達段階に即した指導及び活動を行います
- ② 系統性・連続性を重視した教育を行います。
・途切れることのない一貫した指導方針のもとで教育を行います。
・学び直しの機会を保障します

- ③ 5年生から教科担任制を導入します。
(充実期=Mブロック)
・専門性の高い指導を行い、わかる授業によって学力の向上を図ります

- ④ 5年生から部活動に参加できる環境
(充実期=Mブロック)を整えます
・5年生からの活動経験を可能にします。

塩浜学園の3つの特色ある取り組み

- ⑤ 塩浜ふさと防災科に取り組みます
(市川市教育委員会 指定)
・各教科等で身に付けた力を活用し
横断的・総合的な学習を実施します
- ⑥ 理数教育を充実させます。
・科学に関する基礎的素養を高めます

- ⑦ きめ細やかな教育を推進します。
・一人一人の学びや発達を支援します



③ Mブロックにおける部分教科担任制の実施

◎本年度実施教科

1. 算数
2. 理科
3. 保健体育
4. 図画工作
5. 家庭科
6. 音楽
7. 書写

中学校の専科教員と学級担任がT・Tで行う。
→より専門性の高い授業
学級担任がいることで不安感の解消
教師側も児童の発達段階を知る機会



④ Mブロックから部活動に参加可能

- ・体力づくりの奨励
5年生（吹奏楽部は3年生）から後期課程の部活動に参加が可能（活動制限あり）

→野球、サッカー、バスケットボール、テニス、バレー、卓球、吹奏楽、美術

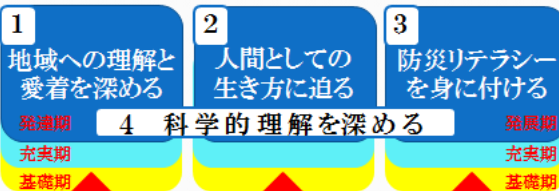


部活動紹介(5・7年生対象オリエンテーション)



⑤ 塩浜ふるさと防災科

地域に誇りや愛着を持った思いやりのある豊かな心と、自主的に問題解決を行う、たくましく生きる力を育む



ユミサポ・学習支援・健全育成・保護者・地域関係者



総合的な学習の時間の代わりに実施、各学年で内容については精査・拡充中

⑥ 理数教育の充実

算数・数学 全学年でチームティーチングを実施、必要に応じて習熟度別授業実施

理科 前期課程では理科専科教員が指導

- ・塩浜ふるさと防災科ともリンク、自然や防災に関する知識やリテラシーを身につける
- ・算数・数学では繰り返し学習や発展的内容を取り入れる
- ・理科では実験や体験の機会を充実



⑦ きめ細やかな教育の推進

小規模校の良さを生かし、一人一人の学びや発達の支援を行います

- ・9年間を見通した学びの充実
- ・一人一人の顔の見える教育活動
- ・縦割り活動を通して、学校全体の連携を深化・充実



教育効果・課題



児童生徒への効果

- ◎ 年齢の離れた児童生徒の交流により自己肯定感の高まりが見られる。
弱いものを労わる心、思いやりの心の高揚
- ◎ 地域との交流・連携による対人関係能力の向上
- ◎ 9年間を通して、低学年から人間関係づくりを支援することで、問題行動を予防する。
- ◎ 家庭に対して、9年間同じ方向を向くことで、家庭からの関心を高め、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣の定着
- ◎ 9年間の中で、部活動に参加できる学年や指導教職員を調整することで、部活動の活性化が見られる。
- ◎ スモールステップを積む事で中一ギャップの緩和が見られる。

児童生徒の課題

- ◎ 9年間の学びを積み重ねることで、基礎・基本の定着を図る。
- ◎ 体験的活動や問題解決学習を通して、リーダーを育成し、他と協力しながら、主体的な学びができる子どもの育成

教育効果・課題



教職員への効果

- ◎ 9年間の子どもの発達が見られることで、子どもの発達段階に対する認識が深まり、指導に活かせる。
- ◎ 小学校・中学校の教育活動のそれぞれの良さや大変さを知ること、互いの仕事への理解が深まる。
- ◎ 前期課程から後期課程へ進級する子どもを前もって理解していることで、スムーズな後期課程のスタートが切れる。
- ◎ 発達や登校に課題のある子どもについて、前期・後期課程の職員が一堂に会し、相談をすることで継続した指導や保護者対応について、連携が図られる。

教職員の課題

- ◎ 9学年の行事等予定があり、調整を図っているが、多忙感
は否めない。今後行事等の見直しが必要である。

5 PTA活動について



平成26年度に小中学校のPTA本部が
合同でPTA推進委員会を立ち上げ、
新たなPTA組織の発足に向け準備を進めた。

平成27年4月には、
「塩浜学園PTA」設立総会を行い、新たに
会則等を取り決め、スタートした。

守る伝統 築く未来

全ては子どもたちの
健やかな成長のために



資料5 市川市が目指すコミュニティ・スクール

1 学校運営協議会（平成16年に制度化）

（1）概要

- ・コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置している学校を指します
- ・学校運営協議会は、保護者や地域の方が、一定の権限を持って、学校運営に参画する仕組みです。
- ・学校運営協議会によって、家庭・学校・地域が一体となってより良い教育環境の実現に取り組むことができます。



市川市では、主な役割として次の4つがあります。

- ・校長の作成する学校運営の基本方針を承認する（必須）
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意）
- ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べるができること（任意）
- ・学校関係者評価を行なう（必須）

学校の中であって、学校運営を支える、学校の応援団

（2）委員



【市川市学校運営協議会の設置等に関する規則（一部抜粋）】

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 指定学校に係る地域住民
- (2) 指定学校に係る保護者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 指定学校の校長
- (5) 指定学校の教職員
- (6) その他教育委員会が適当と認める者

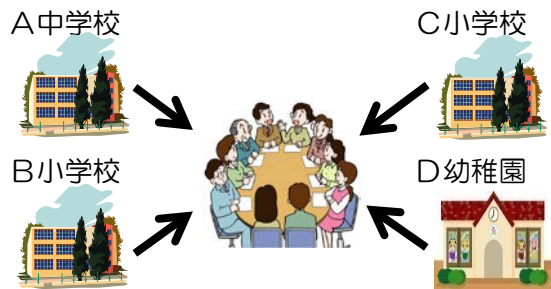
（3）運営

各幼稚園・学校で開催



15名以内の学校運営協議会委員で協議や意見交換を行う

中学校ブロック単位で開催



4つの幼稚園・学校が集まり協議や意見交換を行う。

会議には委員以外の方も出席できます

2 市川市の方針

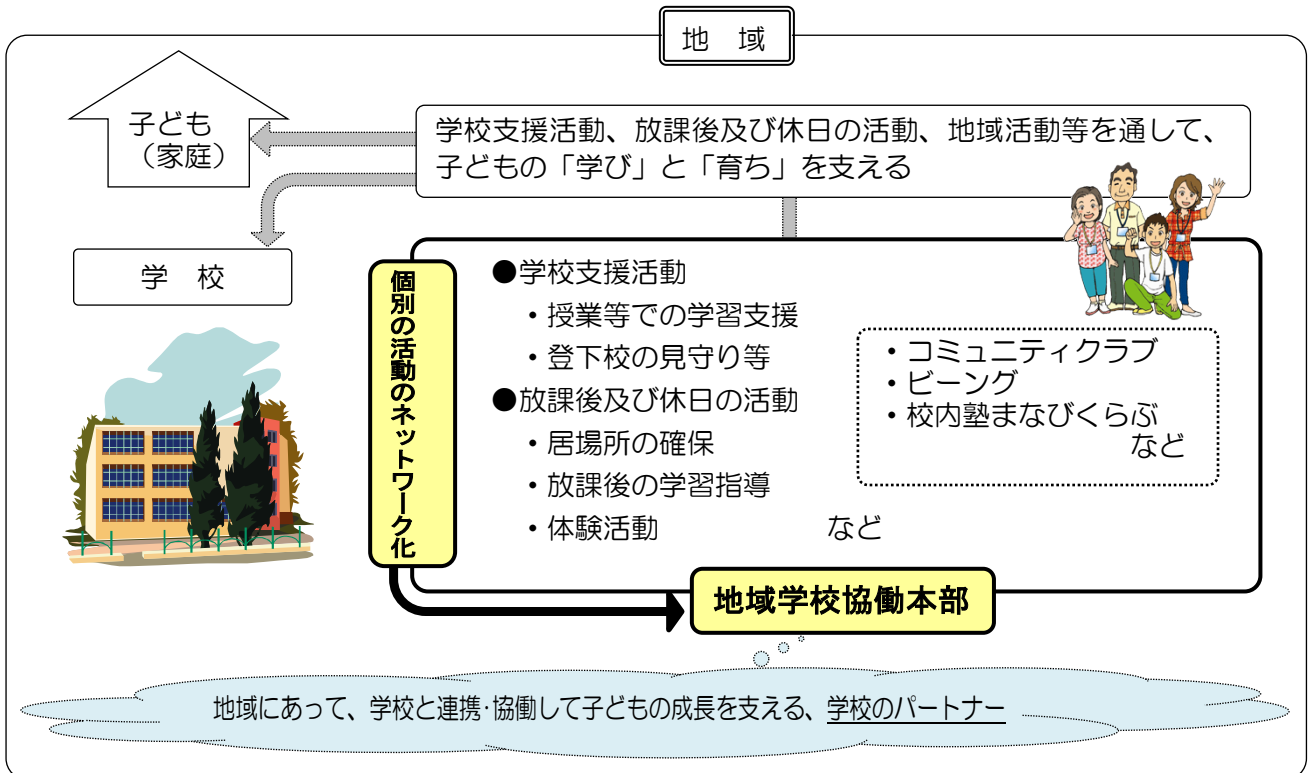
○ 平成 33 年度を目途として

- ・ 学校運営協議会を、全ての公立幼稚園・学校に設置します。
- ・ 地域学校協働本部を中学校ブロック単位で整備します。

3 地域学校協働本部

(1) 概要

○ 地域学校協働本部とは、社会教育のフィールドにおいて地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイメージされるものです



(2) 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働

